

近代化が進められて生まれた

曹洞宗の「服制規程」

愛知学院大学教授
由鳥山法持寺

川 口 高 風

かれるようになつた。

袈裟の種類は五一—二十五条の奇数の条衣である。奇数は陽の数として発展化育のもととなるためであり、また、仏の教えは永遠に割り切ることができないものであるからである。そして小さい布を五筋つなぎ合わせたのが五条衣、七筋なのが七条衣といわれる。九条以上の大衣も同じようにして作られている。その形は、田んぼが整然と畦^{あぜ}で仕切られた形と同じで、それに袈裟とは梵語の Kasaya(カシヤーヤ)を音訳したものである。カシヤーヤはもと加沙と書き、本来の意味は赤褐色のことと、衣の意味ではなく正色を避けて雜色、壞色を用いたことから衣の意味となり、文字も「衣」をつけて袈裟と書

ついては『十誦律』卷二十七にある通り、釈尊が阿難陀に命じて作らせたのである。

このようにして細かい布をはぎ合わせて作った袈裟が、今日の僧が着ている袈裟である。大きな布があつても、いつたん小さく切ってから縫い合わせる。そのため、どんな立派な布でも世間的価値がなくなり、これをみる人の欲心をそそらない。袈裟は世間的価値をなくすことによつて、人間の執著心や欲心を離れさせるものなのである。

袈裟の衣財についていえば、仏弟子は本来、財産をもたないものであるから、信者の布施を受けたり、世間の人があらなくなつて道端やはきだめに捨てられた布を拾い、それをよく洗つてつづり合わせて作るものであつた。このはきだめから拾い集めた布の使える所だけとつてきれいに洗い、はぎ合わせ、刺し合わせて作つた袈裟を糞掃衣といい、これが袈裟の中の最上の

ものとされる。その他に、信者から布施としていただいた布も清淨である。こうして得た衣財は、絹であるとか木綿であるとか麻であるとかという区別にこだわることはない。本来、はきだめなどに捨てられたものを拾つてくるのであるから、衣財の世間的価値とは無関係なのである。

このように人間の執著心を離れ、人の捨てたものの良い所をとつて袈裟を作り、仏道を修行するという仏教者の生き方は、現代の世の中に生かされるものである。使用にたえられるものはできるだけ手を加え、物の生命を生かすことが釈尊の教えである。また、現在あるものを最高に生かして使うということは、決して物の世界だけのことではない。この世に生きとし生けるもの、自他ともに長所あれば短所もある者どうしどであるが、その良い所を生かして最高に立派な生き方をするようにというのが仏袈裟の

教えるのである。

二 製裟研究書

江戸期において曹洞宗の最初の袈裟研究書は、元禄十六年（一七〇三）に常州の大雄院の徳巖養存が著した『仏祖袈裟考』である。その『仏祖袈裟考』の最初に、

頃日。見ニ苾薺著衣者。有リ称シテ賜紫ト而披スル紫衣ヲ者。有リ称シテ宗途ト而著スル緋衣ヲ者。或号シテ修多羅背^上ニ垂^レ結^ヲ。或ハ頂上立^ニ襟角^ヲ及至蠶衣繪服華綺綾羅任^セ意^ニ而著^ス。是等之式。仏制依テ宗途^ニ而分^カ乎。澆季依テ妄習^ニ而異^ナルカ乎。僧儀彬^{タリ}。請示^セ一決^ヲ。

と、当時の様子が記されている。すなわち元禄期の僧は、賜紫と称して紫衣を被着したり宗門の規則ということで緋衣を着ている。また、袈裟に房をつけたり、襟を立てたり、絹物の華麗

さを誇っているという。
それに對し養存は、仏弟子はすべて釈尊、摩訶迦葉以来の規則に従つた袈裟を搭けるべきだといい、そのために經典や律藏を始め中国における歴代諸家の袈裟に関する説を引用して答えている。

さらに明和五年（一七六八）には、江戸期を代表する宗学者の面山瑞方^{はんざんずいほう}が『釈氏法衣訓』を著わし、その凡例^{はんれい}に、

一 仏身ト同前ノ袈裟ヲツケナガラ小便スル僧ヲ見ル。誠ムベシ。

一 袈裟ヲ席ノ上ニテ展縮スルヲ見ル。福寿ヲ滅ズルコト雪ニ湯ヲソゝグガゴトシ。

慎ムベシ。

一 暑ノ時。律僧ガ衣角ニテ額ノ汗ヲ拭フヲ見ル。布トバカリ思フテ幌ト同前ニ用フ。

一 浴店ニテ五条衣ト俗服ト内裙ト一度ニ脱

一

カナシムヘシ。

デ打カサネテ裸形ニテ湯ヨリアガリテソ
ノ上ニ坐セシ僧ヲ見ル。言語道断ナリ。

不動明王圖
第三卷



一 金欄ニテ五条衣ヲ製テ掛ル僧アリ。文盲ノ第一ナリ。

一 長キ緒ヲ附テ腰膝ヨリ下ニ著ル。非法ノ僧モアリ。

一 近年ハ洞家ノ僧ガ截交トテ斑襯ノ衣ヲ著ハ非法ハ云ニ及バズ。第一祖訓ヲ味ス。ツ、シムベシ。

とあり、「第九輕侮見罰訓」にも

今時ハ法服ヲ輕賤スルコト諸宗通ジテコノ弊アリ。禪僧ハ五条衣カケナガラ途中ニテ小便ス。律僧ハ常ニ著タル袈裟ノ角ニテ。熱時ハ額ノ汗ヲ拭フ。京ノ壳浴店ニテ見レバ衫ヲ著テ五條ヲ掛シ僧ガ卒ニ來テ先五条ヲ以テ席ノ上ニナゲテ。次ニ俗服ノ帶ヲトキ杉ト一度ニ脱デソレヲ重ネナガラ五条ノ上ニ置テ裸形ニナリ。浴室ニ入りテ身ヲ拭ヒ直ニ裸形ニテ右ノ重シ衣服ノ所ニ來テ内裙モナシニソレヲ腰ノ下ニ布テ。兩膝並テ足ヲフミ出シテ休息

ス。ソレヲ見ル間ニ幾僧モミナソノ通ナリ。といひ、当時は諸宗通じて法服を輕賤していたことが述べられている。

では、現代をみてみると養存や面山の指摘されたことが行われており同じ状態といえる。養存、面山らの袈裟研究は現代に生かされていなといつても過言でないため、ここに少し考えてみよう。

三 「服制規定」

現在の曹洞宗が教団として成立している根本は『宗制』と『行持軌範』である。『宗制』では「服制規程」において袈裟、直裰、掛絡、帽子、行衣などの服制が規程せられ、被着が資格によつて異なることをいう。『行持軌範』では「搭袈裟法」で、袈裟の掛け方、脱ぎ方を解説している。この両書が宗門の袈裟に関する規程であるが、『宗制』も『行持軌範』も明治期に近代化を

進めた政府の政策によつて生まれたものであり、両大本山の政治的争いを解決するための折衷案^{あん}であつた。しかも短期間に編纂されており、時勢の進展によつて改定されつつ今日まで及んでいる。

明治期は江戸期の寺檀制度がくずれ、神道を中心とする国家を築くために廢仏毀釈^{はいぶつきしゃく}が起つた。また、僧侶の肉食妻帯蓄髪の禁^きが解かれ、法要以外には平服の着用が許され、苗字^{みょうじ}も称することになった。こうして僧侶の規範を政府の管轄からはずし、各宗派で管長を選定して住職の任命や教師の等級などを行い、各宗派の教規や宗制を決定することになった。

曹洞宗では明治以前より永平寺、總持寺の三衣紛争などの争いがあり、その解決のために政府は、明治五年三月に両本山の盟約の締結を勧告し、両本山はこれを受け入れて「両山盟約」が締結された。そして十月三十日には、両本山

の碩徳による会議の結果の七条を全国録司に示した。その最初に、宗門の衣体のことが、

一宗僧侶衣体ノ儀自今志趣次第タルベシ。両本山拝登ノ節タリトモ同様ノ事其他国法山法拝ト唱ヒ一国一山限リノ異論申立間布事。

とある。これによれば志趣次第^{しづだい}といい、両本山拝登の際も同様で、各地方、各寺院の山風を認めて異論を出さないことが布達された。その後、同十二年三月には先の両山盟約の演達と要領を継承し両本山一体の書面を交換して政府へ届け、さらに全国末派寺院へも布達し、その条約を永世恪守すべしとした。その盟約書の第八条を見ると、

衣体及行法ハ永鑒清規ノ内各自ノ志趣ニ任セテ遵守セシムルモノナレバ両山々内ヲ除ノ外何レノ国何レノ寺ヲ問ハズ其制限ヲ立ツ可ラザル者トス。

但衣体行法ヲ異ニスル所以ニ因リ末派ヲ見



ルニ彼我ノ偏執アル可ラズ。

とあり。兩本山の協和的条件が規定されている。

明治十七年八月十日、政府は神仏教導職を廃し住職任免、教師の等級などを各宗管長に委任した。そして新たに、宗制を定めて認可を得るべく官達があり、宗門は宗制の編成に着手し始めた。翌十八年四月、管長の總持寺畔上模仙禪師より政府へ宗制を提出したが、この宗制は第一号兩山盟約、第二号本末憲章というように、宗門を統轄する宗務制度のため、具体的な行法は述べられておらず、仏教を布演するために各々の規式を遵守せよという概論的なものであつた。衣体については第三号寺法条規の第十条に、

寺院ノ衣体行法ハ各自ノ志趣ニ任セテ制限ヲ立テザルコト兩本山盟約第八条ノ通リタルベシ。衣体トハ七条以上ノ袈裟ニシテ環紐ノ有無並ニ五条衣掛絡等ヲ云。

とあり、やはり兩本山別々の区々不統一であつた。そのため曹洞宗として統一した宗制の衣体制度を作らねばならないところから、瀧谷琢宗^{たかや}禪師と畔上模仙禪師は熟議し、各地方の碩学にも相談して成った諭告をまとめてみると、

一、五条衣はすべて掛絡、七条衣以上は環紐^{かんじゆう}なきものを用いる。ただし、七条衣以上は各自の身体の大小に随つて肘^{ちゆう}の長短を定め、掛絡は一尺を最小の量として、それより小さいものは受用してはならない。

二、歴代祖師、開山などの伝衣は各寺院伝承の宝物として、環紐があつても改整せず、にそのままでよい。ただし、被着受用してはならない。

三、全国末派寺院の衣体改整期限は明治二十一年一月一日限りである。それ以後、改整しない者は、管長が教誡するという。ただし、六十歳以上の老僧は自己一身に

限り、曹洞宗務局へ願出れば、旧来のままでよい。

となる。そして同二十一一年一月二十日に布達された特許者をみると三十三名おり、世間用すなむち總持寺流の環付きの七条衣以上を受用することにした人は十三人、掛絡ではない五条衣を受用する者は二十人いた。この三十三人を除く人はすべて五条衣を掛絡、七条衣以上は環紐を廃した衣体となつた。なお、歴代祖師の木像や画像にある環は従来のままにもかかわらず、環を取り除くことが行われたようであつた。

このように宗門の衣体は両本山の合意により制定されたが、それは七条衣以上の袈裟が環紐を廃した永平寺の主張を、五条衣は環をつけた掛絡（絡子）とする總持寺の主張をとつた折衷案であることが明らかになる。なお、それとともに行持の統一も行われ、『洞上行持軌範』が成つて同二十四年一月一日以後に遵行される布達

が出され、これにより衣体と行持法の両本山紛議は終つたのである。

「服制規程」が制定されたものの、一方では当時の華美な莊嚴を装つてゐる法衣に対し、本来の法衣に帰るべきであるという僧服改正論や洋服を取り入れた実用的な服と葬儀や法要などに着用する儀式服を区別して時機に適応したものへ改良を進める僧服改良論なども唱え始められた。「服制規程」は両本山の折衷案であるところから、本来の仏制とは異なつてゐるものである。そのため本意と異なる宗制に仏制の袈裟の教えをとり入れ、仏制と同じ「服制規程」の実現されることを期待するものである。

（愛知県）

